

八千代市定期予防接種千葉県外実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、予防接種法（昭和23年法律第68号）第5条第1項の規定により市長が実施する予防接種のうち、予防接種法第2条第2項に規定するA類疾病に係る予防接種を千葉県外で実施することについて、同法施行令（昭和23年政令第197号）、予防接種実施規則（昭和33年厚生省令第27号）、定期接種要領（「予防接種法第5条第1項の規程による予防接種の実施について」（平成25年3月30日付け健発0330第2号厚生労働省健康局長通知）の別添）、八千代市定期予防接種実施要領（平成26年4月1日）に定めがあるもののほか、事務処理に必要な事項についてはこの要領に定めるところによる。

(対象者)

第2条 千葉県外で予防接種を受けることができる者は、市の住民基本台帳に記載されていて、千葉県外の医療機関または千葉県外市区町村が実施する集団接種（以下「集団接種」という。）において予防接種を希望する者で、次の各号のいずれか該当する者とする。ただし、その他市長が必要と認めたときには、その限りではない。

- (1) 千葉県外市区町村に長期滞在している者
- (2) 千葉県外市区町村に里帰りをしている者
- (3) 病気療養等で千葉県外にかかりつけの医療機関がある者
- (4) 予防接種対象者の保護者において配偶者の暴力を理由に県外に避難しているなどやむを得ない事情がある者

(実施方法)

第3条 市長は、前項の規定による予防接種対象者またはその保護者（以下「接種希望者」という。）の申し出を受け、千葉県外において予防接種を実施する場合は、八千代市定期予防接種委託医療機関（以下「予防接種委託医療機関」という。）として委託契約し実施するものとする。併せて、予防接種委託医療機関は当該医療機関を所管する自治体と予防接種を委託契約している医療機関とする。

2 集団接種においては、実施主体の自治体に対して市より八千代市定期予防接種実施依頼書を発行し実施する。

(接種の手続き)

第4条 接種希望者は、接種を希望する当該医療機関が次の各号のいずれも該当することを確認し市へ報告する。

- (1) 予防接種委託医療機関として市と委託契約し接種を実施する。
- (2) 当該医療機関を所管する自治体と予防接種を委託契約している医療機関であること。

2 市長は、接種希望者からの報告を受けたのち、本要領に定める契約に基づき予防接種委託医療機関として委託契約し締結する。

3 市長は接種希望者に対して、市の発行する予診票にて、予防接種委託医療機関において接種する旨を報告する。

4 予防接種委託医療機関は、市の予診票により、予診を行った後、接種を行うものとする。

5 集団接種においては、実施主体である自治体に対して八千代市定期予防接種（集団接種）実施依頼（第1号様式 第4条）を発行することにより、市の責任において接種できるものとする。実施主体である自治体の発行する予診票にて、接種する。

(実施場所)

第5条 本要領に基づき、市と予防接種の委託契約を締結した医療機関において、個別接種により予防接種を実施する。

2 集団接種に於いては、当該自治体が指定した会場にて実施する。

(予防接種健康被害の報告)

第6条 医師が被接種者から副反応の連絡を受けた場合又は予防接種後の健康被害もしくはその疑いのある患者を診察した場合には、「定期の予防接種等による副反応の報告等の取扱いについて」(平成26年7月16日付健発0716第29号、薬食発0716第6号)に規定する報告基準に基づき、予防接種後副反応報告書により、直ちに当該健康被害者の症状等を厚生労働省健康局健康課に報告するものとする。

(健康被害の救済に関する措置)

第7条 市長は、対象者等から健康被害発生の連絡を受けたとき又は医療機関からの事故の報告を受けたときは、速やかに八千代市予防接種健康被害調査委員会を設置し、その調査に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定により予防接種による健康被害が確認されたときは、速やかに千葉県市町村予防接種事故補償等条例(昭和52年千葉県市町村総合事務組合条例第19号)に基づき、救済の手続きを行うものとする。併せて、全国市長会損害賠償保険に加入している場合は、救済の手続きを行うものとする。

3 前項の規定は、予防接種により健康被害を受けた者(保護者を含む)が独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成14年法律第192号)に基づく救済手続きを行うことを妨げるものではない。

4 集団接種による予防接種健康被害が発生した場合は、市が救済措置を講ずるものとする。

(費用負担)

第8条 この要領に定めるところにより実施する予防接種の費用は、当該年度に実施する個別予防接種業務委託に定める予防接種単価と同額とし市が負担するワクチン費用、接種手技料、消費税等を含むものとする。ただし、集団接種の場合は当該自治体の負担とする。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。